

諮問番号：令和3年度諮問第10号

答申番号：令和3年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和2年2月28日付けで行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当認定処分（以下「本件処分1」という。）及び児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求書、反論書及び審査会に提出された主張書面を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年6月3日に離婚し、平成29年2月頃、法に基づく児童扶養手当（以下「手当」という。）のことを知人より聞き、平成28年度の収入を証明できる書類を持参して処分庁の〇〇〇〇〇課を訪問したところ、窓口担当の方（女性）（以下「担当者1」という。）から「収入が上限金額をかなり超えているので、現時点では支給の対象にはなりません。」という返答を受けたため、受給資格者の収入はかなり低くないと対象にはならないと思い、手当の申請を諦めた。
- (2) その後、平成30年、平成31年は、更に審査請求人の収入が下がり、非常に厳しい状況が続いたが、審査請求人は、手当の受給に該当しないと思い、申請しなかった。その後、令和2年1月頃、知人より再度受給の件を尋ねられたところ、収入上限は全く超えていないのではないか、と言われた。

そこで、令和2年1月頃、審査請求人は、再度処分庁の同課に過去3年分の課税証明書を持参したところ、その時対応した職員（以下「担当者2」という。）から、①平成30年、平成31年については、十分に受給対象者に該当すること、②平成29年についても、審査請求人が処分庁を訪問した後、収入の上限が引き上げられ、支給の範囲には該当していること、③

平成29年の2月に来所した際に、手当の申請手続きさえしておけば、その後毎年申請手続の有無を確認する案内が送付されたこと、④窓口で担当する者によって、対応方法はまちまちなので、自身で市役所のホームページを確認すること、⑤毎年2～3件の同様の申請漏れがあるが、過去に遡って支給することは出来ないものの、今後このような事態を防ぐために、なぜ2年間受給されていないか簡単に書くこと、との対応を受けた。

(3) 令和2年2月末に本件処分のお知らせが送られてきたが、平成29年に支給の可否を相談に行ったにもかかわらず、その後2年間の受給がなされなかった事実に至った原因として、行政側の説明不足と、受給者側の状況を改善すべく対策を講じるという本来の業務がされていなかったという内容ではなく、受給者に落ち度があったので受給に至らなかったという結論に納得できずに、本件審査請求を行った。

(4) 審査請求人が主張するのは、何故申請できていなかったかという点である。担当者1は、ただ上限の収入を超えていると言う判断で、金額面の話等は一切しなかった。担当者2から、手当の支給対象でなくても、申請手続をしておけば、毎年通知が来るし、収入の上限変更等の知らせが来ると言われたが、最初の訪問時にそのような説明は一切なかった。やはり最初に対応した職員の対応不足は否めないと考える。

(5) 以上により、審査請求人は、本件処分を取り消した上で、最初に相談に伺った時期まで遡っての、受給可能な期間、支給額の合計の手当の支払いを要望する。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第7条において、「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（中略）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる」とされている。処分庁は、審査請求人から令和2年1月27日に提出された児童扶養手当認定請求書(以下「本件請求書」という。)に対して、法令等に基づいて審査を行った結果、同年2月28日に認定するとともに、請求月の翌月である2月から支給開始を

決定した。

- (2) 審査請求人が、平成29年2月頃に手当について尋ねに行った時は、平成30年8月支給分から制限限度額が引き上げられる前であり、担当者1が審査請求人の平成28年度の所得が、制限限度額を超えていたため、支給対象者にならないと回答したことは、今後の限度額改定の可能性について説明不足があったとしても、回答に過失があったとまでは言えない。

また、手当の所得の限度額の変更については、厚生労働省、大阪府及び市町村で周知しており、知ることができる状態にある。

さらに、手当の支給を受けようとする場合は、受給資格者は自ら認定請求をする必要があり、行政庁が職権で手続を促す制度にはなっていない。平成30年及び平成31年の手当については、審査請求人自身が「手当の受給に該当しないと思い、申請しなかった」ことが認められるため、法第7条第2項に規定される「災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合」にあるとは認められない。

したがって、認定請求月の翌月から支給開始とした本件処分1には、違法又は不当な点はない。

- (3) 本件請求書には、請求者の扶養親族の合計数が2人、所得額が1,710,000円と記載されており、控除額は記載がない。これらの金額や扶養親族数については個人課税台帳上とも相違ない。また扶養義務者の父の扶養親族の合計数は0人、所得額が411,406円、扶養義務者の母の扶養親族の合計数は0人、所得額が401,036円と記載されており、控除額は双方ともに記載がない。

児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第4条において、定められた内容に基づき、本件について計算すると、総所得金額等合計1,710,000円から80,000円を控除するため、審査請求人の控除後の所得額は、1,630,000円となる。また、扶養義務者の父の控除後所得は331,406円となり、同じく母の控除後所得は321,036円となる。

法第10条において、母に対する手当は、母の扶養義務者でその母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しないと定めている。両扶養義務者の控除後所得は、施行令第2条第8項〔第2条の4第8項と思われる。〕に基づく、本件においては2,360,000円未満であり、両扶養義務者の所得制限による支給停止額はない。

法第9条第1項において、手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族並びに当該受給資格者の

扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、施行令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、施行令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しないと定めている。審査請求人の控除後所得額は、施行令第2条の4第1項及び同第2項に基づくと、本件においては、1,250,000円以上2,680,000円未満であり、一部支給停止となる。

本件請求書から支給対象児童が2人いることが認められるから、基本額一部支給停止額を施行令第4条第3項〔第2条の4第3項と思われる。〕に基づき本件について計算すると、 $(1,630,000円 - 1,250,000円) \times 0.0229231 + 10円 = 8,720円$ となり、第一加算額一部支給停止額を施行令第4条第4項〔第2条の4第4項と思われる。〕に基づき本件について計算すると、 $(1,630,000円 - 1,250,000円) \times 0.0035385 + 10円 = 1,350円$ となる。

上記停止額を手当額から引くと、 $(42,910円 + 10,140円) - (8,720円 + 1,350円) = 42,980円$ となり、手当額は42,980円であり、停止額は10,070円となる。

したがって、令和2年2月分からの手当額の支給停止額を10,070円とした本件処分2には、違法又は不当な点はない。

- (4) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。
- (5) なお、手当の支給の目的は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることであり（法第1条）、手当の制度や内容についての周知徹底は、上記目的のため、処分庁に求められる一般的な責務であるというのが相当である。

そして、そのような周知は、個別具体的な相談内容に応じて、認定請求に漏れが生じるといった事態を防ぐための実効性を有するものであることが求められる。処分庁においては、この点を十分に踏まえた上で、認定請求に係る周知の徹底のため、その時期、方法、内容等につき、さらに工夫、充実に図ることが必要である。

第4 調査審議の経過

令和3年	8月11日	諮問書の受領
令和3年	8月12日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知
		主張書面等の提出期限：9月1日
		口頭意見陳述申立期限：9月1日

令和3年 8月30日 第1回審議
令和3年 9月 8日 審査請求人の主張書面（令和3年9月6日付け）
の受領
令和3年 9月24日 第2回審議
令和3年10月29日 第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第6条第1項は、「手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。」と定めている。
- (3) 法第7条は、第1項で「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（中略）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、第2項で「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。」と定めている。
- (4) 法第9条第1項は、「手当は、受給資格者（中略）の前年の所得が、その者の所得税法（中略）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と定めている。
- (5) 法第10条は、「父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（中略）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、支給しない。」と定めてい

る。

- (6) 施行令第2条の4第1項は、「法第9条第1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、49万円とし、扶養親族等又は児童があるときは、当該扶養親族等又は児童の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。」と定めている。

扶養親族等又は児童の数	金額
1人	(略)
2人以上	870,000円に扶養親族等又は児童のうち一人を除いた扶養親族等又は児童一人につき380,000円を加算した額(後略)

- (7) 施行令第2条の4第2項は、「法第9条第1項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定める額未満であるときは同表の第3欄に定める(中略)監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第4欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。」と定め、以下の表を定めている。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
法第9条第1項に規定する扶養親族等又は児童があるとき	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童一人につき380,000円を加算した額(後略)	1人	(略)
		2人	基本額一部支給停止額に第一加算額一部支給停止額を加えて得た額
		3人以上	(略)

- (8) 施行令第2条の4第3項は、「前項の基本額一部支給停止額は、法第9条第1項に規定する所得の額から490,000円(同項に規定する扶養親族等又は児童があるときは、490,000円に当該扶養親族等又は児童一人につき380,000円を加算した額(中略)とする。次項(中略)において同じ。)を控除して得た額に0.0229231を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるもの(中略)とする。)に10円を加えて得た額とする」と定めている。

- (9) 施行令第2条の4第4項は、「第2項の第一加算額一部支給停止額は、法

第9条第1項に規定する所得の額から490,000円を控除して得た額に0.0035385を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるもの（中略）とする。）に10円を加えて得た額とする。」と定めている。

(10) 施行令第2条の4第8項は、「法第10条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、2,360,000円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。（後略）」と定めている。

(11) 施行令第4条第1項は、「法第9条第1項（中略）に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（中略）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（中略）から80,000円を控除した額とする。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和2年1月9日、審査請求人は、処分庁を訪問した。

処分庁は、本件審査請求の審理手続において、同日の審査請求人と処分庁のやりとりについて、審査請求人は、平成29年2月にも処分庁に手当の相談に来たとして、過去に遡っての支給はできないかとの相談をされたが、法第7条の規定により、認定請求をした日の属する翌月が支給開始月となるため遡及はできないとの説明を行った旨主張している。

(2) 令和2年1月27日付けで、審査請求人は、処分庁に対して、本件請求書を提出し、手当の認定請求を行った。

本件請求書には、①「児童のこについて」の「児童の氏名」の欄に、2人の氏名及び「請求者との続柄・同居 別居の別」の欄に、「長男・同居」又は「次男・同居」と記載され、②「控除対象配偶者及び扶養親族の合計数」の欄に、審査請求人について、2人と、審査請求人の父及び母について、それぞれ0人と記載され、③「所得額」の「児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額」の欄に、審査請求人について、1,710,000円と、審査請求人の父及び母について、411,406円及び401,036円と記載され、④「児童扶養手当法施行令第4条第1項による控除」の欄に、審査請求人について、80,000円と記載されている。

また、本件請求書の余白には、表面から裏面にかけて手書で「離婚直後に〇〇〇〇〇課窓口にて、申請の可否を相〔談〕に来た際、収入限度額が超過との説明を受け、特に限度額の規定の説明も無かったので、対象外であると自身で判断し、そのままになっていました。最近になって知り合いに対象内

の収入であるはずと教えてもらい、今回再度窓口に来ましたが、約2年経ってしまっていました。」との記載がある。

- (3) 令和2年2月28日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分1の通知書には、支給開始年月の欄に「令和2年2月分から」と、本件処分2の通知書には、支給停止の理由の欄に「所得制限限度額を超えているため。」と、備考の欄に「あなたの平成30年中の所得額（法定控除後）が所得制限限度額以上であるため、一部が支給停止になります。 所得額（法定控除後） 1,630,000円 制限限度額（扶養親族等 2人の場合） 1,250,000円」と記載されている。
- (4) 令和2年3月17日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 行政庁には、手当の制度や内容に係る周知について、一般的な義務があると言えるが、行政庁の窓口担当者が個別の相談業務において、相談者に対して手当の認定請求を行うよう、個別具体的に説明しなければならないとの義務が法的に課せられているわけではない。

そのため、行政庁の窓口担当者が、相談者の手当の認定請求を積極的に妨げたと認められるような特段の事情がある場合は別として、窓口担当者の説明内容に十分ではなかった点があったとしても、違法性が認められるものではないと解さざるを得ない。

- (2) 本件処分に至る経過について、審査請求人が最初に処分庁の窓口で相談した際、担当者1からの説明の内容に、担当者2が行った、収入の上限を超えても手当の認定請求ができることが含まれていなかったのであれば、審査申請人に対して適切な配慮に欠ける点があると解し得る。しかしながら、前記2(2)のとおり、本件請求書には「対象外であると自身で判断し、そのままになっていました。」と記載されており、審査請求人は、自らの判断で平成30年及び平成31年の手当の認定請求をしなかったと言わざるを得ないから、担当者1が、審査請求人の手当の認定請求を積極的に妨げたと認めることはできず、担当者1に違法な職務行為を認めることはできない。
- (3) また、手当の支給は、前記1(3)のとおり、認定請求をした日の属する月の翌月から支給が開始されるものであって、手当の具体的な受給権はその支給認定の請求によってはじめて発生するものである。仮に、担当者1に審査請求人の手当の認定請求を積極的に妨げたと認められるような特段の事情が認められるとしても、そのことは、損害賠償請求の対象になり得る場合があることは別として、本件処分1の取消事由とはなり得ないと解される。

- (4) したがって、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 次に、本件処分2についてみると、前記1(4)、(5)のとおり、受給資格者等の前年の所得が施行令で定める額以上のときは、その全部又は一部を支給しないことと定められており、本件処分2の通知書の備考欄に記載されている一部支給停止額は、処分庁において前記1(4)から(11)の法令等に従い、適切に算出されたものであることが認められる。したがって、本件処分2も取り消すべき事由は無く、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。
- (6) 以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は認められない。
したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

手当の支給の目的は、前記第5の1(1)に記載の法第1条のとおり、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることであり、手当の制度や内容についての周知徹底は、その目的のため、処分庁に求められる一般的な責務であるというのが相当である。

そして、そのような周知は、個別具体的な相談内容に応じて、認定請求に漏れが生じるといった事態を防ぐための実効性を有するものであることが求められる。

処分庁においては、この点を十分に踏まえた上で、認定請求に係る周知の徹底のため、その時期、方法、内容等につき、さらに工夫、充実を図ることが必要である

大阪府行政不服審査会第2部会
委員(部会長) 針原 祥次
委員 衣笠 葉子
委員 野田 崇